

令和3年10月6日

保護者の皆様へ

朝来市立生野小学校

校長 岸本 達也

コロナ感染防止に係る今後の対応について

深秋の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

令和3年10月1日をもって、兵庫県が緊急事態宣言実施区域から解除されました。しかし、感染が収束したわけではないことから10月21日まで県独自措置が実施されます。「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、改めて感染防止対策の徹底を図りたいと思います。引き続き、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 引き続き、学校内での感染防止対策をとっていきます。
 - ・各教室で可能な限りの間隔を確保する。
 - ・マスクの着用を基本とする。
 - ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
 - ・教室内の適切な温度管理等に十分留意しながら換気・消毒を行う。
 - ・給食の際、飛沫を飛ばさないような席の配置やパーテーションの設置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫する。
 - ・学習塾やスポーツ活動等の習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守する(行き帰りのマスクの着用、終了後速やかに帰宅する等)。
- 2 保護者の方へのお願い
 - ・引き続き、同居の御家族に発熱等の症状がある場合は、登校を見合わせて下さい。(この場合は「出席停止」となります。ワクチン接種後も含みます。)
 - ・10月から12歳以上のワクチン接種が始まります。
ワクチンの接種後の副反応等で学校を欠席する場合は「出席停止」となります。

【お知らせ】

※厚生労働省においては、

●小学校休業等対応助成金

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金

●小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金を令和3年8月1日から同年12月末までの休暇を対象として、令和3年9月30日より制度を再開しています。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。